

会費規定

- 第1条 社員は定款第7条に定められた経費を会費として負担する。
- 第2条 会費は、実施事業等会計及び法人会計として支出する。
- 第3条 会費及び入会金は次の通りとする。
- (1) 会費 年額として金 300,000 円
 - (2) 入会金 金 200,000 円
- 第4条 会費は、入会するときを除き、会計の前年度末までに前納とするものとする。
- 第5条 入会または退会するときの会費は、所定の年額を納めるものとし、月割りの取り扱いをしない。
- 第6条 会費及び入会金の分納は認めない。
- 第7条 会費の年額の起算は、会計年度による。
- 第8条 退会届を提出しても、会費その他につき滞納があるときは、遅滞なくこれを完納しなければならない。
- 第9条 退会した者が、再び入会しようとするときは、さきに会費その他につき遅滞があれば、その滞納全額を納めなければ、入会することはできない。
- 第10条 会費の前納を怠ったときは、当該会計年度当初より、退会したものとみなす。ただし、当該年度会計年度内に納入した場合は、その限りではない。
- 第11条 この規定の改廃は、理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成26年12月27日から施行し、平成26年12月28日より適用する。

(平成26年12月27日社員総会確定)